

●香川県告示第203号

香川県証紙条例（昭和39年香川県条例第11号）第5条の香川県証紙の売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

平成25年4月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 取消年月日

平成25年3月31日

2 所在地

大阪市中央区森ノ宮中央1丁目7番12号

3 名称

テルウェル西日本株式会社

4 売りさばき場所

高松市サンポート2番1号 パスポートセンター内